

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、基準器検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

経済産業大臣 名

基準器検査規則の一部を改正する省令

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

改正後	<p>(基準器検査の申請)</p> <p>第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検査機関等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 4 「略」</p> <p>5 第一項の申請書には、法第四百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書(当該交付から三十日以内のものに限る。)を添付することができる。</p>
改正前	<p>(基準器検査の申請)</p> <p>第六条 基準器検査を受けようとする者は、様式第一による申請書を都道府県知事、研究所又は日本電気計器検定所(以下「検査機関等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 4 「略」</p> <p>5 第一項の申請書には、法第四百四十四条第一項の登録事業者が交付した計量器の校正に係る同項の証明書を添付することができる。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。